

令和7年6月定例会・原案可決・全会一致

議会案第1号

郡山市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年6月13日

提 出 者

郡山市議会議会運営委員会委員長 森 合 秀 行

郡山市議会委員会条例の一部を改正する条例

郡山市議会委員会条例（平成14年郡山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1) 総務財政常任委員会 11人 ア～エ （略） オ～サ （略） (2) <u>建設環境常任委員会</u> 9人 ア <u>環境部の分掌に属する事項</u> イ～エ （略） (3) <u>生活福祉常任委員会</u> 9人 ア <u>市民部の分掌に属する事項</u> イ <u>保健福祉部の分掌に属する事項</u> ウ <u>こども部の分掌に属する事項</u> (4) <u>文教経済常任委員会</u> 9人 ア <u>文化スポーツ観光部の分掌に属する事項</u> イ <u>農商工部の分掌に属する事項</u> ウ （略） エ <u>農業委員会に属する事項</u> (5) （略）	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1) 総務財政常任委員会 11人 ア～エ （略） オ <u>市民部の分掌に属する事項</u> カ～シ （略） (2) <u>建設水道常任委員会</u> 9人 ア～ウ （略） (3) <u>環境経済常任委員会</u> 9人 ア <u>文化スポーツ観光部の分掌に属する事項</u> イ <u>環境部の分掌に属する事項</u> ウ <u>農商工部の分掌に属する事項</u> エ <u>農業委員会に属する事項</u> (4) <u>文教福祉常任委員会</u> 9人 ア <u>保健福祉部の分掌に属する事項</u> イ <u>こども部の分掌に属する事項</u> ウ （略） (5) （略）

附 則

この条例は、令和7年9月3日から施行する。